

議案第12号

白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年白岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月20日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。